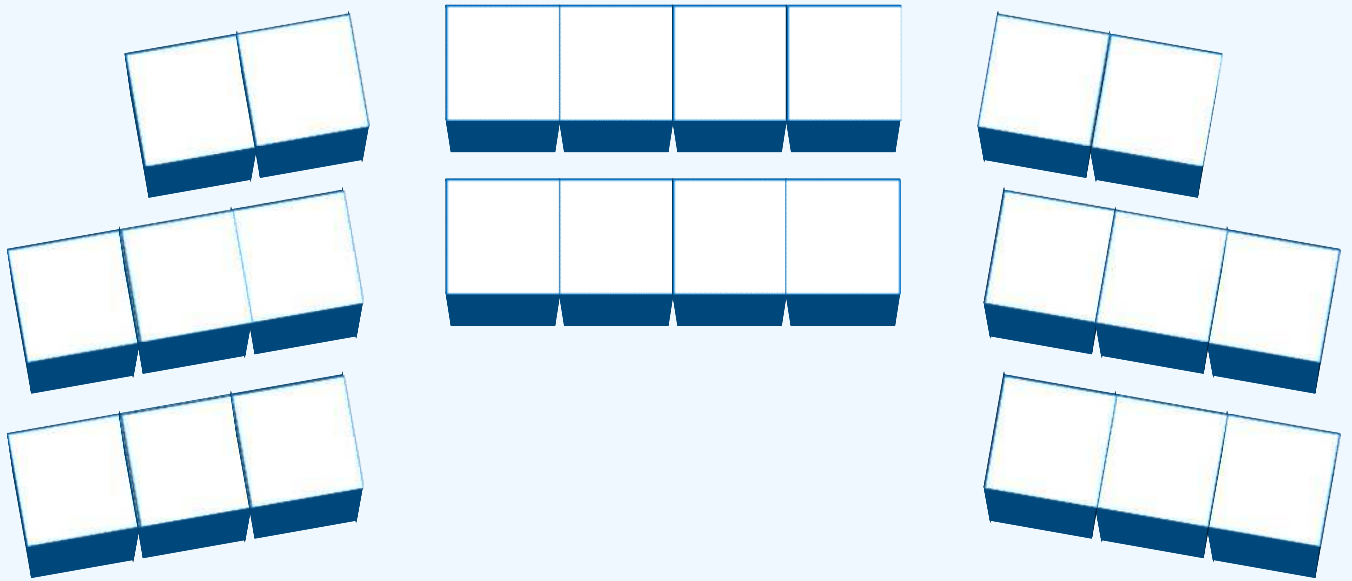


VOL.206
2024・12

市議会レポート



青梅市議会事務局

目 次

議会日誌-----	3
行政視察報告-----	7
文化複合施設整備特別委員会	
議長会の動き-----	24
東京都市議会議長会	
関東市議会議長会	
全国市議会議長会	
西多摩地区議長会	
各種協議会等の動き-----	27
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国競艇主催地議会協議会	
全国自治体病院経営都市議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
東京河川改修促進連盟	
青梅市議会新着図書目録-----	33
要綱・要領等の制定、改廃の状況-----	34
制定された要綱・要領-----	36
青梅市重層的支援体制整備事業実施の業務委託にかかる 公募型プロポーザル選定委員会設置要綱 以下9件	

議 会 日 誌

<8月>

- | | |
|----------------|--|
| 1 日（木）午前 9:30 | 一般・特別会計決算、下水道事業会計決算、モーターボート競走事業会計決算、病院事業会計決算および基金運用状況等審査〔第3委員会室―山内監査委員〕 |
| 午前10:00 | 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第1委員会〔東京自治会館―中野議員、主査〕 |
| 2 日（金）午前 9:30 | 一般・特別会計決算、下水道事業会計決算、モーターボート競走事業会計決算、病院事業会計決算および基金運用状況等審査〔第3委員会室―山内監査委員〕 |
| 3 日（土）午後 6:45 | 青梅市納涼花火大会〔永山公園〕 |
| 4 日（日）午前 8:00 | 多摩川1万人の清掃大会〔市内18会場〕 |
| 5 日（月）午後 1:30 | 埼玉県和光市議会 新しい風・希望行政視察来訪〔委員会室―介護認定審査会の効率化に向けたペーパーレス化の経緯と効果について〕 |
| 午後 2:00 | 東京都市議会調査事務研究会〔清瀬市大林組技術研究所―調査係主任〕 |
| 6 日（火）午後 2:00 | 東京都市議会報研究会〔調布市文化会館たづくり―調査係主任〕 |
| 6 日（火）～7 日（水） | 全国競艇主催地議会協議会 新・旧正副会長会議、正副会長・顧問議会事務局長会議、第1回正副会長会議〔下関グランドホテル、ボートレース下関―島崎議長、局長、次長、主査〕 |
| 8 日（木）午後 1:00 | 第62回東京河川改修促進連盟総会及び促進大会〔調布市グリーンホール―島崎議長、湖城副議長、山田（紀）議員、片谷議員、茂木議員、阿部議員、次長、庶務係長〕 |
| 11 日（日）午前10:00 | 山の日全国大会〔J:COMホール八王子、京王プラザホテル八王子―島崎議長〕 |
| 12 日（月）午前 9:30 | 昭島市市制施行60周年記念式典〔F O S T E Rホール（昭島市民会館）―島崎議長、局長〕 |
| 13 日（火）午後 1:00 | 千葉県船橋市議会 公明党行政視察来訪〔青梅総合医療センター―市立青梅総合医療センターについて〕 |
| 20 日（火）午前 9:00 | 決算審査講評〔庁議室―山内監査委員〕 |
| 22 日（木）午後 1:10 | 三多摩上下水及び道路建設促進協議会要請行動〔東京都庁― |

山田（紀）議員、局長]

23 日（金）午後 2:00	杉並区交流自治体議会議員研修会 [IMAGINUS 小中一貫教育校高円寺学園一島崎議長、湖城副議長、局長]
24 日（土）午後 1:00	東京高円寺阿波おどり [杉並会館一島崎議長、局長]
26 日（月）午後 3:00	議会運営委員会
27 日（火）午後 2:00	議場会議システム操作研修 [議場]
28 日（水）午前 10:00	議場会議システム操作研修 [議場]
午後 1:30	例月出納検査 [市役所会議室一山内監査委員]
29 日（木）午前 10:00	定例記者会見 [市役所会議室一島崎議長、湖城副議長、局長]

<9月>

4 日（水）午前 9:15	議会運営委員会
午前 10:00	本会議 [議案審議、一般質問]
5 日（木）午前 10:00	本会議 [一般質問]
6 日（金）午前 10:00	本会議 [一般質問]
10 日（火）午前 9:00	環境建設委員会
午前 10:00	総務企画委員会
午前 10:00	福祉文教委員会
午後 4:58	文化複合施設整備特別委員会
11 日（水）午前 10:00	福祉文教委員会
13 日（金）午前 10:00	予算決算委員会
午後 1:30	自衛消防訓練審査会 [青梅消防署一島崎議長]
午後 2:08	全員協議会
午後 3:30	タブレット端末操作研修会
15 日（日）午前 10:00	青梅市社会福祉大会 [市役所会議室]
17 日（火）午前 9:15	議会運営委員会
午前 10:00	本会議 [委員会議案審査報告]
18 日（水）午前 10:00	予算決算委員会
19 日（木）午前 10:00	予算決算委員会
20 日（金）午前 10:00	予算決算委員会
午後 4:47	予算決算委員会理事会
24 日（火）午前 10:00	予算決算委員会
26 日（木）午前 9:15	議会運営委員会
午前 10:00	本会議 [委員会議案審査報告、委員会陳情審査報告]

27 日（金）午後 1:30	例月出納検査〔委員会室―山内監査委員〕
28 日（土）午前 9:15	青梅市敬老会〔住友金属鋁山アリーナ青梅〕
30 日（月）午後 3:00	第 1 回西多摩衛生組合議会臨時会〔西多摩衛生組合―湖城副議長、片谷議員、阿部議員〕

< 10 月 >

1 日（火）午前 11:00	関東地区競艇主催地議会協議会監査会・役員会・情報交換会 〔ボートレース多摩川―島崎議長、局長、次長、庶務係長、主査〕
午前 11:00	埼玉県都市ボートレース企業団構成議会議員行政視察〔ボートレース多摩川―島崎議長〕
午後 2:30	小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進作品コンクール審査会〔市役所会議室―迫田環境建設委員長〕
2 日（水）午前 10:00	今井土地区画整理事業造成工事起工式〔今井 4 丁目地内―島崎議長〕
午後 2:00	西多摩地区議員研修会〔ひのでグリーンプラザ〕
午後 4:30	西多摩地区議長会定例会議〔ひのでグリーンプラザ―島崎議長、局長〕
3 日（木）午前 10:00	青梅、羽村地区工業用水道企業団工業用水道事業会計決算審査及び資金不足比率審査〔羽村市水道事務所―山崎（善）議員〕
午後 3:00	東京都砂防促進大会〔京王プラザホテル―島崎議長、局長〕
4 日（金）午後 1:30	東京都市議会議会運営研究会〔墨田区役所―議事係主任〕
7 日（月）～8 日（火）	関東地区競艇主催地議会協議会臨時総会〔ホテルザマンハッタン、ボートレース江戸川―島崎議長、湖城副議長、鴨居総務企画委員長、局長、次長、庶務係長〕
11 日（金）午前 9:00	定期監査説明聴取〔各学校―山内監査委員〕
午後 4:00	ポッパルト市青年友好使節団表敬訪問〔正副議長応接室―島崎議長、湖城副議長、局長〕
14 日（月）午前 9:00	青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく表彰式〔住友金属鋁山アリーナ青梅―島崎議長〕
15 日（火）午前 8:30	文化複合施設整備特別委員会行政視察〔埼玉県富士見市・戸田市―文化複合施設の運営方法等について〕
午前 9:00	定期監査説明聴取〔各学校―山内監査委員〕

午後 3:30	関東市議会議長会正副会長会議・支部長会議・理事会〔アピ オ甲府―島崎議長、局長〕
18 日（金）午前 10:00	埼玉県寄居町議会 総務経済常任委員会行政視察来訪〔第 1 委 員会室―D X の推進について〕
午前 10:00	第 1 回青梅市都市計画審議会〔大会議室―寺島議員、茂木議 員、井上議員、ぬのや議員、藤野議員、目黒議員、長谷川議 員〕
20 日（日）午後 1:00	「皆さんでデフリンピックを盛り上げようイベント」〔福祉セ ンター―島崎議長、鴻井福祉文教委員長〕
21 日（月）午後 3:00	東京都市議会議長会事務局長連絡会議〔府中市役所―局長〕
午後 6:30	日中友好三議長会合同歓迎夕食会〔ホテル椿山荘東京―島崎議 長〕
22 日（火）午後 1:00	第 3 5 回東京都道路整備事業推進大会〔砂防会館―湖城副 議長、迫田環境建設委員長、山崎（哲）環境建設副委員 長、庶務係長〕
22 日（火）～23 日（水）	全国競艇主催地議会協議会正副会長・顧問議会事務局長会 議・第 2 回正副会長会議・第 8 8 回監査会・第 2 回正副 会長会議〔ボートレース下関、下関グランドホテル―島 崎議長、局長、主査〕
24 日（木）午前 10:30	S G 第 7 1 回ボートレースダービー〔ボートレース戸田― 島崎議長、局長〕
25 日（金）午後 1:30	首都圏中央連絡自動車道建設促進会議（書面会議）
29 日（火）午後 1:15	第 2 回東京たま広域資源循環組合議会ブロック代表者会議・ 定例会〔東京自治会館―鴨居議員〕
午後 1:30	定期監査講評・例月出納検査〔市役所会議室―山内監査委員〕
30 日（水）午後 1:30	全国自治体病院経営都市議会協議会 地域医療政策セミナー 〔都市センターホテル―山崎（善）議員、久保議員、山内 議員〕
午後 3:00	東京都市議会議長会事務局長連絡会議〔昭島市役所―局長〕
31 日（木）午前 9:25	G I ウェイキーカップ競走開設 7 0 周年記念オープニングセ レモニー〔ボートレース多摩川―島崎議長、湖城副議長、 局長、鴨居総務企画委員長、局長〕
午後 2:00	青梅市戦没者追悼式〔市役所会議室〕

行政視察報告

文化複合施設整備特別委員会

当委員会では、総合長期計画や東青梅1丁目地内諸事業用地等利活用構想に記されている市民ホール等の複合化施設を整備していくに当たり、様々な施設の視察を通して、ホールの形状や規模等のデザイン面や建設・運用に係るコスト面の問題等、「複合」という考え方ならではの難しさがあることを実感するとともに、青梅市なりの施設連携、運営方法とは何か、調査、研究を進めている。

今回の視察先の選定に当たっては、複合施設という観点から、埼玉県富士見市にある大小2つの市民ホールを有する文化施設の「キラリ☆ふじみ」、埼玉県戸田市の大型児童センターと保育園等が併設されている「こどもの国」、同じく戸田市にある福祉センター・公民館等に図書館が併設されている「あいパル」と、様々なジャンルの施設3つを選定し、それぞれの施設の運営手法や組織形態等について、視察することとした。

視 察 地 富士見市民文化会館 キラリ☆ふじみ（埼玉県富士見市）

戸田市立児童センター こどもの国（埼玉県戸田市）

上戸田地域交流センター あいパル（埼玉県戸田市）

視察期日 令和6年10月15日（火）

視察事項 複合施設という観点から、その運営手法や組織形態等について調査、研究するため

参 加 者 （委員長）寺島 和成、（副委員長）鴻井 伸二

（委 員）中野 芳則、井上たかし、片谷 洋夫

長谷川真弓、阿部 悦博、山崎 勝

（随 行…石高主査、中村係長、福島主任）



【富士見市民文化会館 キラリ☆ふじみ（埼玉県富士見市）】

1 キラリ☆ふじみの施設概要

(1) 所在地：埼玉県富士見市大字鶴馬 1 8 0 3 - 1

(2) 建物概要（構造等）

ア 敷地面積：19,938.50 m²

イ 建築面積：5,581.10 m²

ウ 延床面積：7,358.58 m²

エ 建築構造：鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造（メインホール・マルチホール・文化支援施設）

オ 階 数：地下1階、地上3階、塔屋2階

(3) 主な施設

階数	主な設備
3 階	メインホール
2 階	メインホール、マルチホール
1 階	メインホール、マルチホール、展示・会議室、展示室、アトリエ、スタジオ、事務室 他

(4) 運営体制：指定管理による運営（公益財団法人キラリ財団）

(5) 開館時間：午前9時から午後10時まで（受付は午後9時まで）

(6) 休館日：年末年始（12月28日から1月4日まで）



大きなガラス張りの窓が印象的で、
施設内のどこにいても開放感がある

施設外に大きく広がる
ラグーンやカスケードなどを
眺めることができる

2 設立経緯等

1977 年、広報ふじみに市民ホールの整備計画を掲載したところ、議会宛てに「中央市民会館建設のお願い」が提出され、18,536 名もの署名が集まり、多くの市民が市民会館の建設を望んでいた。

1991 年には社会教育委員会議において市民会館の基本的視点として、「『いつでも、だれでも、自由に』利用できる」、「充実した施設内容・設備・備品」、「人々の出会や交流の場となる広場の機能の充実」、「施設の建設・運営における市民参加の原則」、「市民に対して使用料無料の原則」、「十分な数の各分野の専門職員を配置する」の 6 項目が挙げられたほか、具体的に配置・規模・施設内容（中ホール 800 席、小ホール 300 席、展示ギャラリー等）・職員体制等が提言された。

その後、用地取得、基本構想書・基本計画の策定、関係委員会の設置などを経て、2000 年 6 月に着工となり、2002 年 7 月に竣工、同年 11 月に開館した。

開館後の 2008 年には、JAFRA アワード総務大臣賞を受賞する。この賞は地域における創造的で文化的な表現活動のための環境づくりに特に功績のあった公立文化施設を顕彰するもので、埼玉県初の受賞であった。

キラリ☆ふじみを運営している指定管理者「公益財団法人キラリ財団」は、その前身である「財団法人富士見市施設管理公社」が 1984 年に設立され、主に市民総合体育館や市民プール、市立自転車駐輪場の管理を行う団体であった。

2002 年のキラリ☆ふじみ開館に際し、上記以外の公共施設と同様に管理関係を財団法人富士見市施設管理公社に委託し、市の直営施設として市職員も配置され、運営が始まった。

その後、2003 年の地方自治法改正により指定管理者制度が制定され、キラリ☆ふじみにおいても指定管理者による運営となり、初代指定管理者は財団法人富士見市施設管理公社が選定された。当該公社は 2006 年に施行された公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、2013 年、公益財団法人キラリ財団に移行した。指定管理者として優位に選定されるために、公共性や公益性とともに文化芸術振興に特化した財団として位置づけられている。

3 イニシャルコスト及びランニングコスト

(1) イニシャルコスト（建設費）

ア 工事費：約 3,666,500 千円

イ その他（用地取得・舞台設備）：約 2,370,000 千円

(2) ランニングコスト（令和 5 年度実績、維持管理費等）

ア 市民文化会館管理運営事業：208,793 千円

イ 市民文化会館自主事業：71,116 千円

4 年間稼働率と利用者数（令和5年度実績）

	貸出可能日数 (日)	貸出日数 (日)	稼働率 (%)	利用者数 (人)
メインホール	324	244	75.3	45,501
マルチホール	324	240	74.1	21,710
展示・会議室	324	249	76.9	14,312
展示室	324	191	59.0	5,408
アトリエ	324	137	42.3	4,901
スタジオA	324	324	100.0	10,620
スタジオB	324	324	100.0	2,019
スタジオC	324	324	100.0	1,827
スタジオD	324	324	100.0	4,582

5 主な特色・特徴

(1) メインホール

あらゆる上演形態に対応でき、舞台芸術全般の上演を目的とした「劇場型多目的ホール」。バリエーション豊かな鑑賞ができ、2階部分はポジションによって様々な楽しみ方ができるバルコニー客席となっている。客席数は802席。（1階席628席、2階席174席、うち車椅子対応18席）

主舞台は、間口16.3メートル×奥行14.5メートルで、袖舞台も主舞台に合わせた広い造りとなっている。



2階席から見た全体の様子

出演者が効率的に動けるよう下手袖舞台の近くに、小楽屋から大楽屋までを用意している。各楽屋には化粧台を備え付け、50人が同時に舞台準備ができる。さらに出演者がくつろげるアーティストラウンジもある。



舞台側からの眺め



メインホール内を見学する委員

(2) マルチホール

舞台芸術や簡易な展示機能まで幅広く対応できる「多機能型ホール」。日常的な活動から小さな発表会なども開けるように平土間からエンドステージ型へ変えることもできる。

エンドステージ型として使用する時は、昇降床を降ろし階段状にして、椅子を置くことで舞台が完成する。また、プロセニウムアーチ（額縁）も設定でき、通路を舞台袖として使用することができる。

エンドステージ型の客席数は255席。
（移動収納型観覧席189席。置き椅子66席。
うち車椅子対応4席。）客席全体を階段状にして、観客の良好な視線を確保している。平土間で使う際には客席は簡単に片付けられる。

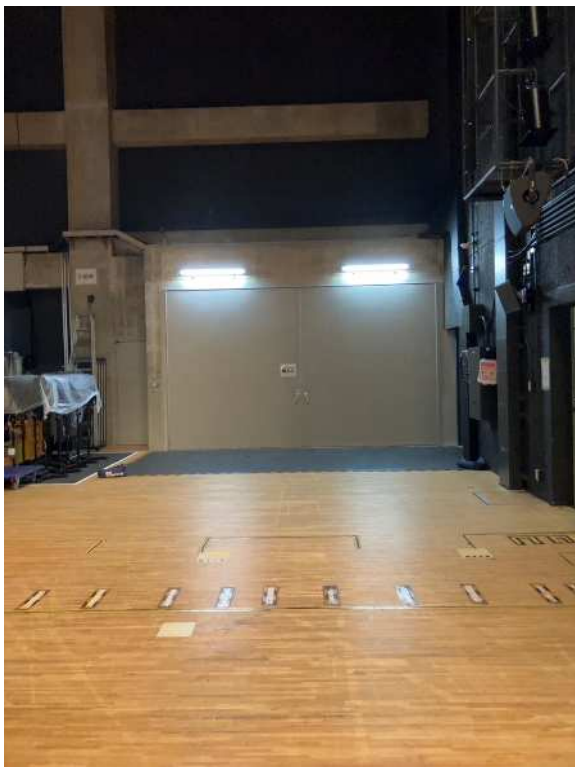


楽屋

また、特に舞台芸術系の上演を考え、小楽屋、中楽屋を2室ずつ用意している。単独の楽屋入口や専用のシャワーも作り、独立した環境を維持できるようにしている。



マルチホールにてキラリ☆ふじみ指定管理者及び富士見市担当職員から説明を受ける委員



搬入搬出口



舞台裏通路

(3) 展示・会議室

市民の日常的な活動の場としての文化支援施設。大規模な展示会及び会議などの利用に適する。可動式展示パネルによって、様々な展示プランに対応することができる。また、間仕切りをすることで、半面での利用も可能である。

- (4) 展示室
個展など小規模な展示会や会議などの利用に適している。
- (5) アトリエ
絵画や陶芸、フラワーアレンジメントなど趣味の利用に適している。
- (6) スタジオA
グランドピアノや全身鏡、レッスンバーを備え、ダンスやクラシックバレエ、ピアノ練習に適している。
- (7) スタジオB
遮音性に優れ、ドラムセットが常設しているため、音楽活動の練習に優れている。
- (8) スタジオC
遮音性に優れ、個人の練習に適している。
- (9) スタジオD
音楽活動の練習に適している。



文化複合施設整備特別委員会の委員（キラリ☆ふじみ入口にて）

【戸田市立児童センター こどもの国（埼玉県戸田市）】

1 こどもの国の概要

(1) 所在地：戸田市上戸田 1-18-1

(2) 建物概要（構造等）

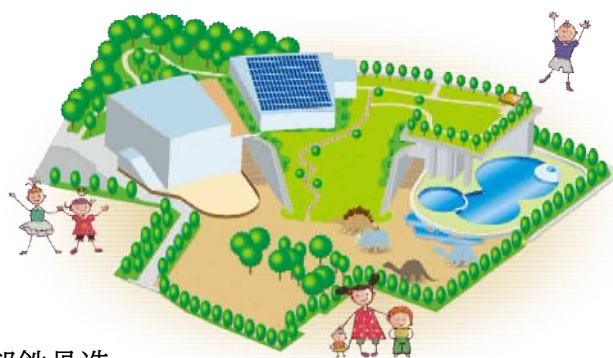
ア 敷地面積：10,377.79 m²

イ 建築面積：2,941.14 m²

ウ 延床面積：4,491.69 m²

エ 建築構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

オ 階 数：地上3階建（高さ14.5m）



(3) 主な施設

階数	主な設備
3 階	学童保育室
2 階	保育園・スタジオ・多目的室・軽体育室・談話コーナー 他
1 階	図書コーナー・多目的ホール・談話コーナー・プレイルーム・屋内砂場・児童用プール 他

(4) 運営体制：指定管理による運営（社会福祉法人さきたま会）

(5) 開館時間

ア 児童センター（プール以外の施設）：午前9時から午後9時まで

イ プール（営業は7月1日～9月15日）：午前9時から午後0時30分まで、午後1時30分から午後5時まで

(6) 休館日：毎月第3水曜日及び年末年始

(7) 利用対象：児童（0歳から18歳まで）及び保護者で、未就学児は必ず保護者の付き添いが必要

2 設立経緯等

1973年に、幼児・児童用プールがはじめてオープンし、その後児童館の開館、児童公園の整備がされた「こどもの国」を老朽化に伴い、再整備が行われ、2015年にリニューアルオープンとなった。

再整備に当たり、「0歳から18歳までを対象とした子どもたちの遊び、発達、成長を支援し育む施設であること」、「子どもの居場所づくりに貢献する施設であること」、「コミュニティの希薄化が懸念される中で、多世代の地域住民が気軽に集え、活動できる地域の交流拠点となること」が求められた。そのため、市民へアンケート調査を行い、敷地を最大限に使った屋外の公園のほか、建物内にははだしで思いっきり乳幼児が遊べるプレイルーム、バスケットもできる軽体育室、中高生が利用しやすい音

楽・ダンススタジオ等を整備し、多くのこどもたち、市民が利用しやすい大型児童センターとしてリニューアルされた。

なお、当該施設は児童福祉法第35条第3項により、埼玉県知事に対し、2015年4月1日から特に年長児童の活動に配慮を行う500㎡以上の面積を有する児童厚生施設（大型児童センター）として届出を行っている。

3 イニシャルコスト及びランニングコスト

(1) イニシャルコスト（建設費）

ア 工事費（再整備工事）：2,013,610 千円

イ 委託料（再整備工事監理業務）：24,885 千円

ウ その他（解体工事、設計等）：104,894 千円

（財源は一般財源のほか、国庫支出金、公共施設等整備基金及び地方債を活用。）

(2) ランニングコスト（維持管理費）

124,156 千円（令和5年度実績：指定管理料含む）

4 年間利用者数（令和5年度実績）

(1) こどもの国（348日開館）

（単位：人）

	乳幼児	小学生	中学生	高校生	付添人	合計
市内	85,271	39,737	16,569	4,732	77,593	223,902
市外	21,055	3,756	504	2,108	21,592	49,015
合計	106,326	43,493	17,073	6,840	99,185	272,917
1日平均（市内）	245	114	48	48	223	678
1日平均（市外）	61	11	1	6	62	141

(2) プール

開場日数：72日、児童：13,482人、付添人：10,089人、合計：23,571人

(3) 多目的室（自習室として利用時）

中学生：163人、高校生：243人、

合計：406人

(4) スタジオ

ア スタジオ1（ダンス）

：市内179件380人

市外2件5人

イ スタジオ2（楽器演奏）

：市内157件472人

市外0件0人



こどもの国の指定管理者および
戸田市の担当職員から説明を受ける委員

5 主な特色・特徴

(1) 「森・丘・水・原っぱ」の4つのゾーンに設定された屋外

建物の屋上部を屋外斜面のグラウンドラインと連続させ、地上から登ることのできる丘のような形状にすることで、外遊び空間を最大限確保するとともに、無機質な建築のフォルムで景観が損なわれないように施設全体がデザインされている。

(2) 図書コーナー（無料）

幼児・児童や保護者向けの本が常時4,000冊以上配架されている。テーブルも大小あり、お気に入りの本を好きなテーブルで読むことができる。

(3) 屋内砂場（無料）

屋内の砂場であり、遊具も消毒され清潔に保たれているので、想像力を働かせながらトンネルや山を安心して作ることができる。また、砂場の横には、幼児用ボルダリングも整備されている。

(4) 軽体育室（無料）

バドミントン、卓球、ボール遊び等ができ、ラケットも無料で貸し出している。時間制となっていることから、混んでいても20分程度待つことで、利用することができる。

(5) スタジオ1（ダンス）（1時間当たり：市内150円、市外300円）

一面ガラス張りで、ダンスや体操、ヨガ等で利用されている。定員は15名。

(6) スタジオ2（楽器演奏）（1時間当たり：市内100円、市外200円）

演奏スタジオで、セットドラムやアンプ、電子ギター、ピアノなどの貸し出しも行っている。定員は8名。

(7) 児童用プール（1時間半利用で、子ども50円、付添人150円）

水深30～60cmの円形水槽を重ね合わせたプールとなっており、0歳児でも安心して水遊びを楽しむことができる。また、プールを囲うように配置された座れるスペースがあり、付き添いの保護者からも好評を得ている。



屋上部分は地上から登ることができる



屋内砂場と幼児用ボルダリング



バスケットボールもできる軽体育室



一面ガラス張りのスタジオ



子どもたちが楽しく安全に遊べる人気の幼児・児童用プール



文化複合施設整備特別委員会の委員（こどもの国の屋外にて）

【上戸田地域交流センター あいパル（埼玉県戸田市）】

1 あいパルの概要

(1) 所在地：戸田市上戸田 2-21-1

(2) 建物概要（構造等）

ア 敷地面積：3,896 m²

イ 延床面積：3,644 m²

ウ 建築構造：鉄筋コンクリート造

エ 階 数：地上3階建

(3) 主な施設

階数	主な設備
3 階	ホール1～3、楽屋1・2、音楽室1・2、研修室、個人学習室、軽体育室1～4、アトリエ 他
2 階	図書館（上戸田分館）、グループ学習室、ボランティアルーム、キッズスペース、高齢者サロン、多世代交流スペース、和室1・2、キッチンスタジオ、防災備蓄倉庫 他
1 階	広場、情報コーナー・ラウンジ、多目的室1～4、市民ギャラリー

(4) 運営体制：2社による共同事業体の指定管理により運営

ア 施設運営：ヤオキン商事株式会社

イ 設備管理：株式会社サンワックス

(5) 開館時間：午前9時から午後9時30分まで

(6) 休館日：毎月第3月曜日及び年末年始

(7) 駐車場：第1駐車場18台、第2駐車場30台、計48台

(8) 駐輪場：自転車72台、バイク6台

2 設立経緯等

1968年に、公民館・図書館・サークル会場等が併設された上戸田福祉センターの老朽化に伴い、再整備が行われ、上戸田ふれあい広場（旧戸田市役所跡地）へ2015年に福祉センター機能、公民館機能、男女共同参画センター機能に図書館分館を統合させた複合施設として新築された施設で、市民公募により愛称は「あいパル」と名付けられている。

再整備に当たり、町会・商店会・サークル・登録団体の代表者16名で構成された市民懇話会による提言や、町会・商店会・各施設利用団体、市民会議等の代表者20名で実施された市民ワークショップの意見が、多目的に使える各施設の配置や施設利用に関するルールなどへ活かされており、「子どもから高齢者まで、誰もが利用しやすい

施設」をコンセプトとした、地域の交流拠点として運営されている。

3 インitialコスト及びランニングコスト

(1) インitialコスト（建設費）

工事費：1,886,544 千円（国や県補助金等の充当無く、すべて一般財源）

(2) ランニングコスト（維持管理費）

約 142,000 千円（令和5年度実績：あいパル及び図書館分館の指定管理料含む）

4 年間利用者数・稼働率について

(1) あいパル

ア 年間来館者数：約 215,000 人

イ 1日平均来館者数：平日約 300～400 人、休日約 700～800 人

(2) 主な施設の稼働率

施設名	稼働率
ホール	約 50%
軽体育室	約 70%
音楽室	約 45%
アトリエ	約 20%
和室	約 30%
キッチンスタジオ	約 22%



あいパルの指定管理者から説明を受ける委員

5 主な特色・特徴

(1) 動かせる間仕切りで、多用途に使用できるホール・軽体育室・多目的室

ホールは、可動式の間仕切りによって3つのホールに分けており、使用する目的に合わせて大きさを変えることができる。舞台に楽屋も隣接されており、客席は移動式の椅子を最大120席設置することが可能。各種団体の演奏やダンス・演劇の発表、幼稚園、保育園によるクリスマス会等のレクリエーション、オーケストラや吹奏楽団などの練習、ダンスなどのスポーツ活動など、様々な用途で使用されている。

軽体育室は、可動式の間仕切りによって4つの体育室に分けており、利用規模に応じて部屋の大きさが自由に選べることから、高い稼働率となっている。球技以外のスポーツ・ダンス等に利用され、鏡が設置されている体育室はダンスやバレエなどの活動で、特に高い稼働率となっている。

多目的室は、可動間仕切りによって5つの部屋に分けており、用途や人数によって複数の部屋をつなげることができる。市民ギャラリーや展示会、会議、サークル

活動等で幅広く利用され、1階の広場に面していることから、窓を開けた開放的な使い方をすることもできる。



可動式の間仕切りによって、多様なニーズに対応できるホール

(2) アトリエ

室内に水場があり、書道・絵画・フラワーアレンジメント等の芸術活動に利用されている。

(3) 防災備蓄倉庫

食糧や毛布等が備蓄されており、直近10年間では、避難所として1回開設されたことがある。年に一度市民向けの見学会を実施し、防災意識の向上に寄与している。

(4) キッチンスタジオ

主に料理講座で使用しているほか、事前申請があれば飲酒が可能であることから、クリスマスなどのパーティや、各種謝恩会等にも利用されている。また、前述の防災備蓄倉庫と隣接しており、災害時には炊き出しを行うことも想定されている。



芸術活動の場となっているアトリエ



イベントにも利用されるキッチンスタジオ

(5) 多世代交流スペース

飲食可能なフリースペースとなっており、保護者（乳幼児連れ）によるママ友会、高齢者による囲碁や将棋・雑談、小中高生などが学習やゲームを行う等、幅広い世代の方々が、様々な目的で1か月平均で約1,000人に利用されている。

(6) 高齢者サロン

高齢者専用ではなく、「優先」という考えのもと、席が空いていれば他世代の方々も利用可能となっている。部屋としての仕切りは無く、前述の他世代交流スペースと隣接していることから、色々な世代の方々が、お互いに許容・共存しながら利用している。

(7) 広場

通りに面した、施設の1階にある広場では、大型イベントやお祭りで、マルシェの開催や模擬店、キッチンカー等の販売を行っている。

(8) ラウンジ

飲み物やケーキ等を提供するカフェがあり、施設の利用者や地域の方々の交流の場として利用されている。カフェの存在が来館のきっかけとしてうまく機能している側面もある。



施設内にある図書館分館



コの字型の施設の中に位置する広場



文化複合施設整備特別委員会の委員
(あいパルの広場にて)

【視察を終えて】

まず、今回の視察を御対応をいただいた富士見市、戸田市の職員および指定管理者の皆様にご心より感謝申し上げます。

視察を行った3つの施設について、まず「キラリ☆ふじみ」は、コロナ禍の令和4年度に視察を予定していたものの、緊急事態宣言等により中止となったが、前館長の松井氏が青梅市市民ホールに関する懇談会の委員であるといった御縁もあり、今回の視察に繋がった施設である。

構想に20年から30年をかけ、関係する委員会に公募市民が委員として参加していたり、施設名称を公募で決定するなど、開館までに市民の意見が大きく反映されていた。ただ単純に場所を貸し出すだけではなく、豊かな市民生活を実現するために、公演創造事業、教育普及事業、市民交流・支援事業といった文化創造の場としての顔を持っていたことが印象的であった。そして、その活動をより一層充実させるために、芸術監督制を採用している点も興味深かった。

一方で、メインホールについて、8割以上席が埋まる日はほとんどなく、開館から20年以上経った現在でも、市民レベルの催しで、800席が満席になった実績がないとのことであったことから、座席数はそのホールの存在意義と関係してくるため、しっかりと議論を重ねる必要があると感じた。

次に「こどもの国」では、子どもたちの居場所や子育て支援の拠点となる施設として、様々な工夫が凝らしており、生き生きとした子ども達や、保護者同士がリラックスして話している様子が見られた。建物や各施設も丸みを帯びた優しいデザインであるほか、建物の屋上部分の緑豊かな丘の部分から、その眼下にある公園部分と一体となっており、子ども達が元気よく駆け回れる場所でありつつ、市民の憩いの場にもなっていた。

施設の利用には必ず受付が必要となるが、受付ではただ事務的に受け入れるのではなく、子どもや保護者の様子も合わせて確認しているという話を伺い、こうしたソフトの部分についても、今後の誰一人取り残さないこどもまんなか社会の実現を目指していくに当たり、大変参考となるものであった。

最後に「あいパル」は、地域の交流拠点として、幅広い世代にわたって利用され、親しまれる施設を目指しており、視察した中でも乳幼児から高齢者まで様々な世代の利用者が見受けられた。大きな施設を配置するのではなく、限られたスペースにできるだけ、多種多様な小さな施設を配置し、間仕切りを可動式にすることで、ニーズに合わせて多目的に使用できるよう工夫されていたのが、特徴的であった。また、市民ニーズとして、色々な活動の「練習する場所」の確保に苦慮している背景があり、小さな施設の稼働率が高いという実態が印象的であった。

一方で、コスト面では、建設費はすべて一般財源であることや、アトリエやキッチンスタジオ等、一部の施設は使用団体が限定されていることから稼働率が低いということもあり、財源の確保や施設配置については慎重に対応する必要があると感じた。

今回の視察を行った富士見市と戸田市は、青梅市と人口や予算規模が近いことから、その複合施設の規模やコスト、運用状況について非常に参考になるものであった。

「よい施設をつくること」だけにとらわれず、「何のために、この施設をつくるのか」が重要であることを改めて肝に銘じ、当委員会としては、今後も引き続き多くの先進施設を調査し、文化複合施設の活用方法について、幅広い視野で研究をしていくこととしたい。

(文化複合施設整備特別委員長 寺島 和成)

議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

8月5日（月） 調査事務研究会

- * 視察先 大林組技術研究所
- * 視察目的 先進的な建築技術やエネルギー効率の向上等について学び、公共施設やインフラ等の市政運営に活かす。

8月6日（火） 議会報研究会

- * 演題 「議会報の変遷とこれからの議会報」
- * 講師 一般社団法人 自治体広報広聴研究所 代表理事 金井 茂樹 氏

8月7日（水） 理事会・定例総会

○ 理事会

- * 協議事項（了承）
 - 1 各市提出議案について
 - 2 都県提出議案について
 - 3 東京都市議会議長会8月定例総会の運営について
 - 4 その他

○ 定例総会

- * 協議事項（了承）
 - 1 各市提出議案について
 - 2 都県提出議案について
 - 3 その他

10月4日（金） 議会運営研究会

- * 視察先 墨田区議会
- * 視察事項 墨田区議会BPO及び議会運営におけるICTの活用について

10月21日（月） 事務局長連絡会議

- * 協議事項（了承）
 - 1 令和7年度東京都市議会議長会事業計画（案）について
 - 2 令和7年度東京都市議会議長会負担金（案）について

- 3 令和7年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について
- 4 令和7年度東京都市議会議長会関係役員（案）について

10月30日（水） 事務局長連絡会議

- * 協議事項（了承）
 - 1 各市提出議案について
 - 2 令和6年度東京都市議会議員研修会について
 - 3 東京都市議会議長会理事会及び11月定例総会の運営について

関東市議会議長会

10月15日（火） 理事会

- * 報告事項
 - 1 会務報告
 - 2 全国市議会議長会役員会等の後任について
 - 3 議長の異動について
- * 協議事項（了承）
 - 1 令和7年度予算編成方針（案）及び予算内容（試算）について
 - 2 都県提出議案について
 - 3 「総会等行事開催表」等に係る新割振表について
 - 4 令和6年度今後の行事予定について
 - 5 令和7年度「大規模地震に備えた防災まちづくりの推進に関する特別委員会」委員候補市等の推薦について

全国市議会議長会

10月9日（水）～10日（木） 研究フォーラム in 盛岡

○ パネルディスカッション

- * 課題 「地方議会の課題と主権者教育」
- * コーディネーター 静岡大学人文社会科学部法学科教授 井柳 美紀 氏
パネリスト 法政大学法学部教授 土山 希美枝 氏
一般社団法人 WONDER EDUCATION
代表理事 越智 大貴 氏

読売新聞東京本社 教育ネットワーク事務局 渡辺 嘉久 氏
盛岡市議会議員 遠藤 政幸 氏

○ 課題討議

＊ 課題 「主権者教育の取組報告」

＊ コーディネーター 東北大学大学院情報科学研究科准教授 河村 和徳 氏
事例報告者 伊那市議会前議長 白鳥 敏明 氏
四日市市議会議員（第83代議長） 諸岡 覚 氏
山鹿市議会議員 服部 香代 氏

西多摩地区議長会

10月2日（水） 議員研修会、定例会議

○ 議員研修会

＊ 演題 「ハラスメント防止・根絶について」

＊ 講師 一般財団法人 地方自治研究機構 井上 源三 氏

○ 定例会議

＊ 議題（原案どおり決定）

- 1 賀詞交歓会について
- 2 令和7年度の運営について
- 3 「西多摩地区地域医療連携検討部会」の設置について
- 4 その他



各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

10月1日（火） 監査会・役員会

○ 監査会

＊ 協議事項（了承）

- 1 令和5年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について
- 2 その他

○ 役員会

＊ 報告事項

- 1 会務報告について 以下2件

＊ 協議事項（了承）

- 1 令和5年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算（案）について
- 2 関東地区競艇主催地議会申し合わせ事項の一部改正（案）について
- 3 令和7年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金（案）について
- 4 令和6年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）（案）について
- 5 令和6年度の運営及び行事予定（案）について
- 6 役員会及び視察研修（案）について
- 7 物価高騰等による予算の対応について
- 8 その他

10月7日（月）～8日（火） 臨時総会・視察

○ 臨時総会

＊ 報告事項

- 1 会務報告について 以下2件

＊ 協議事項

- 1 令和5年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について（原案どおり認定）

歳入	予算額	315万7369円	決算額	315万6408円
歳出	予算額	315万7369円	決算額	289万2332円
差引残額	26万4076円（翌年度へ繰り越し）			

2 関東地区競艇主催地議会申し合わせ事項の一部改正について（原案どおり決定）

3 令和7年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金について（原案どおり決定）
青梅市議会は 23 万 1000 円

4 令和6年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに予算額に 6 万 4076 円を増額し、補正後の予算額を 291 万 3076 円にしようとするもの

5 物価高騰等による予算の対応について（原案どおり決定）

* その他

1 令和6年度の運営及び行事予定について

2 その他

○ 視察

* 視察先 ボートレース江戸川

全国競艇主催地議会協議会

8月6日（火）～7日（水）

新旧正副会長会議・視察、正副会長・顧問議会事務局
局長会議および第1回正副会長会議

○ 新旧正副会長会議

* 議事

1 新旧役員の事務引継ぎについて

2 その他

* 視察

ボートレース下関

○ 正副会長・顧問議会事務局局長会議および第1回正副会長会議

* 協議事項（承認）

1 会長代行副会長の選出について

2 第162回役員会及び第144回臨時総会について

3 ブロック交付金等について

4 令和6年度の運営及び行事日程（案）について

5 その他

10月22日（火）～23日（水）

視察、第2回正副会長会議、第88回監査会、
正副会長・顧問議会事務局長会議

○ 視察

＊ 視察先 ポートレース下関

○ 正副会長・顧問議会事務局長会議

＊ 議題（承認）

1 第2回正副会長会議・第88回監査会

ア 運営について

イ 令和5年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について

2 第2回正副会長会議

ア 令和6年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について

イ 陳情について

ウ 第162回役員会・第144回臨時総会の運営について

3 その他

○ 第2回正副会長会議・第88回監査会

＊ 議題（承認）

1 第2回正副会長会議・第88回監査会

ア 座長の選出について

イ 令和5年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出決算及び監査について

2 第2回正副会長会議

ア 令和6年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について

イ 陳情について

ウ 第162回役員会・第144回臨時総会について

3 その他

全国自治体病院経営都市議会協議会

10月30日（水）

地域医療政策セミナー

○ 講演

＊ 演題 「令和6年能登半島地震を踏まえて～災害時の医療体制構築と今後の地域医療維持、確保への課題～」

講師 厚生労働省大臣官房審議官 森 真弘 氏

- * 演題 「県内一の過疎地域での挑戦！ こどもも若者も高齢者も大事にするまちづくり～高齢者のためのお買い物ツアーや移動支援&児童館のないまちで取り組む子どもと子育て世代の居場所づくり～」

講師 まんのう町国民健康保険造田歯科診療所 主任歯科衛生士 丸岡 三紗 氏

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

8月1日（木） 第1委員会

- * 会務報告（了承）
- * 議題（原案どおり決定）
 - 1 令和6年度第1委員会活動計画（案）について
 - 2 国・東京都に対する陳情書（案）について
 - 3 その他

8月22日（木） 要請行動

- * 要請（陳情書（写）の提出）

東京河川改修促進連盟

8月8日（木） 総会・促進大会

○ 総会

- * 議事

- 1 令和5年度事業報告（了承）
- 2 令和5年度歳入歳出決算（原案どおり認定）

歳 入	予算額	913万9418円	決算額	913万8469円
歳 出	予算額	913万9418円	決算額	286万6056円
差引残額 627万2413円（翌年度へ繰り越し）				
- 3 令和5年度会計監査報告（了承）
- 4 令和6年度事業計画（案）（原案どおり決定）
- 5 令和6年度歳入歳出予算（案）（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに 903 万 4413 円

- * 河川事業説明
東京都建設局河川部長

- * 下水道事業説明
東京都下水道局計画調整部長

○ 促進大会

- * 意見発表
杉並区、国分寺市、東村山市

- * 議案

1 大会宣言（案）

治水対策は、国民生活の安定と国土の保全及び発展の根幹となる、重要な社会資本整備である。

近年、日本各地では大型台風、線状降水帯、突発的な局地的集中豪雨などにより、甚大な被害を生じる災害が発生しており、「令和元年東日本台風」では、記録的な豪雨により東日本各地での河川の氾濫や土砂災害が発生するなど甚大な被害をもたらした。東京都においても、25区市町村で大雨特別警報が発表され、7河川で溢水するとともに内水氾濫も合わせ、千棟を超える大規模な浸水被害が発生し、防災・減災対策の必要性を再認識させられたところである。

また、気候変動の影響により、今後も水害の激甚化・頻発化が予測され、増大する災害リスクへの対策が求められている。このような状況の下、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換が進められているが、東京都内においても河川や下水道等の管理者が行うハード対策は治水対策の根幹であり、事業を進めるにあたっては、住民の理解を得ながら事業の加速化と充実強化を図る必要がある。

東京都では、目標整備水準を年超過確立1/20の規模の降雨とし、時間50ミリを超える降雨には新たな調節地等により対応することを基本に、優先度を考慮しながら河道や調節池等の整備を行うなど、安全度の向上を図っている。さらに、令和5年12月には将来の気候変動に伴う降雨量の増加に対応するため、「東京都豪雨対策基本方針」を改定している。河川については、本川の整備に加え調節地整備を加速するとともに。下水道については、幹線・貯留施設の整備や市町村への補助による公共下水道の浸水対策支援などにより、浸水被害の防止を図ることとしている。

一方、国の財政は依然として厳しい状況が続いており、被災地への対応や老朽化したインフラ更新等への支援はもとより、加速度的に実施すべき河川整備

や下水道整備に対する予算配分が十分ではない。

治水対策に必要な財源を確保し、東京全域の河川改修や下水道整備を早期に実現し、安全で潤いのある豊かな生活環境を築くことこそ、本連盟が長年にわたり訴え続けてきた最重要課題であり、優先すべき施策である。

ここに、東京河川改修促進連盟促進大会を開催し、千代田区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区の14区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、西東京市の21市、瑞穂町、日の出町の2町及び檜原村の各地域住民は、その創意をもって、国会及び政府並びに東京都に対し、東京全域の河川改修の早期実施など、治水対策の促進を強く要望し、この実現の邁進するものである。

以上、宣言する。

2 大会決議（案）

我々は、水害をなくし、『安全で豊かな住み良い生活環境』及び『水と緑豊かな潤いあふれる水辺環境』の創出を図るため、ここに、東京河川改修促進連盟促進大会を開催し、その総意に基づき、国会及び政府並びに東京都に対して、次の事項を強く要望する。

記

- 一 気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨災害から都民の命と暮らしを守る総合的な治水事業の協力的な推進
 - 一 目標整備水準に対応した河川整備の早期実現
 - 一 内水氾濫に対する下水道整備の推進
 - 一 水と緑豊かな潤いあふれる水辺環境の整備
 - 一 迅速な避難に資するためのソフト対策の強力な推進
 - 一 都市河川改修及び下水道整備の推進に必要な財源の確保
- 以上、決議する。

青梅市議会新着図書目録

分類 番号	書 名	著 編 者	発 行 所	発行年	版型
288	皇室 THE IMPERIAL FAMILY (第103号)令和6年夏号	日本文化興隆財団	日本文化興隆財団	令6	A4 変形
318	青梅市例規類集(令和6年度版) 第1巻	青梅市総務部 文書法制課	青梅市	令6	A4
318	青梅市例規類集(令和6年度版) 第2巻	青梅市総務部 文書法制課	青梅市	令6	A4
318	青梅市例規類集(令和6年度版) 第3巻	青梅市総務部 文書法制課	青梅市	令6	A4
318	広報おうめ 令和4年度～令和5 年度(No.1435～No.14382)		青梅市	—	B4
349	市町村財政力分析指標(平成 25 年度から令和4年度まで)	—	東京市町村 自治調査会	令6	A4
349	市町村税政参考資料(平成25 年度から令和4年度まで)	—	東京市町村 自治調査会	令6	A4
373	令和6年度青梅市教育委員会の 事務点検評価(令和5年度分事 業対象)	青梅市教育委員会 教育部教育総務課	青梅市教育委員会	令6	A4
501	関係人口とともに創る地域づくり に関する調査研究報告書	—	東京市町村 自治調査会	令6	A4
501	地域課題の解決に向けたeスポ ーツの可能性に関する調査研究	—	東京市町村 自治調査会	令6	A4
518	多摩地域ごみ実態調査 2023 (令和5)年度統計	東京市町村 自治調査会	東京市町村 自治調査会	令6	A4
518	多摩地域ごみ実態調査 2023 (令和5)年度統計 概要	東京市町村 自治調査会	東京市町村 自治調査会	令6	A4

要綱・要領等の制定、改廃の状況

＜令和6年8月～令和6年11月1日現在＞

件 名	区分	所 管
青梅市次期内部系情報システム導入プロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	D X推進課
青梅市B P R研修業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	D X推進課
青梅市ローコードツール導入等支援業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	D X推進課
青梅市公共工事の前払金取扱要綱	改正	総務契約課
青梅市公共工事の中間前払金取扱要綱	改正	総務契約課
青梅市競争入札参加者心得	改正	総務契約課
青梅市競争入札参加者心得（電子入札用）	改正	総務契約課
青梅市防災基本条例庁内検討委員会設置要綱	廃止	防災課
青梅市重層的支援体制整備事業実施の業務委託にかかる公募型プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	地域福祉課
青梅市葬儀生前契約サポート事業実施要綱	改正	地域福祉課
令和6年度青梅市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付要綱	制定	介護保険課
青梅市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱	制定	高齢者支援課
青梅市高齢者移動支援事業補助金交付要綱	改正	高齢者支援課
青梅市自立センター利用料口座振替・自動払込収納事務取扱要領	制定	障がい者福祉課
青梅市中等度難聴児発達支援事業実施要綱	改正	障がい者福祉課
青梅市新型コロナウイルス感染症予防接種実施要綱	制定	健康課
青梅市妊婦歯科健康診査実施要綱	改正	健康課
青梅市インフルエンザ予防接種実施要綱	改正	健康課
青梅市献血事業推進要綱	改正	健康課
青梅市認定こども園特別支援教育・保育事業補助金交付要綱	制定	こども育成課
青梅市特定教育・保育等および特定子ども・子育て支援実費徴収にかかる補足給付事業費補助金交付要綱	改正	こども育成課

件 名	区分	所 管
青梅市幼稚園型一時預かり事業実施要綱	改正	こども育成課
青梅市認証保育所運営補助要綱	改正	こども育成課
青梅市保育サービス推進事業補助金交付要綱	改正	こども育成課
青梅市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	改正	こども育成課
青梅市多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金交付要綱	改正	こども育成課
青梅市こどもの貧困の解消に向けた対策庁内連絡会設置要綱	改正	子育て応援課
青梅市HPVワクチン男性接種費用助成事業実施要綱	制定	こども家庭センター
令和6年度青梅市小児インフルエンザワクチン任意接種費用助成事業実施要綱	制定	こども家庭センター
青梅市妊婦健康診査実施要綱	改正	こども家庭センター
青梅市新青梅駅前図書館貸借契約検討委員会設置要綱	制定	社会教育課
青梅市選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱	改正	選挙管理委員会事務局



制定された要綱・要領

青梅市重層的支援体制整備事業実施の業務委託にかかる 公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4の規定にもとづく重層的支援体制整備事業の実施を業務委託するに当たり、当該業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市重層的支援体制整備事業実施の業務委託にかかる公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の策定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる委員8人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をこれに充てる。

- (1) 委員長 健康福祉部長
- (2) 副委員長 地域福祉課長
- (3) 委員 市民安全課、地域福祉課、高齢者支援課、障がい者福祉課、子育て応援課およびこども家庭センターの職員で、各所属長が指名するもの

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和6年10月8日から実施し、第6項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

令和6年度青梅市認知症高齢者グループホーム等 防災改修等支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（令和6年3月14日付け発老0314第1号厚生労働事務次官通知）および地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（同日付け発老0314第1号厚生労働省老健局長通知。以下これらを「国要綱」という。）にもとづき、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する、青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）の認知症高齢者グループホーム等における防災対策の強化を図るため、当該施設の防災改修等にかかる経費の一部に対し、市が予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症高齢者グループホーム等 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う認知症高齢者グループホームその他国要綱に規定する認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の対象施設をいう。
- (2) 防災改修等 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修および水害対策を強化するための改修等の防災補強改修ならびに利用者等の安全確保等の観点から行う老朽化に伴う大規模修繕等をいう。

3 補助対象者

令和6年度青梅市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、市内で認知症高齢者グループホーム等を運営する事業者とする。

4 補助対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、認知症高齢者グループホーム等において、既存建物に対して行う防災改修等に関する事業とする。

5 補助対象経費

補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、別の補助金等の補助対象となる費用を除き、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金および適当と認められる購入費等を含むものとする。

(1) 前項に規定する補助事業の施設整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、関東信越厚生局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費または工事請負費

(2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）

6 補助金交付額

補助金の交付額は、補助基準額7,730千円と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1千円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年度青梅市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

8 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による交付申請を受けた場合において、申請内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、令和6年度青梅市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

9 補助事業の完了の時期

補助事業は単年度とし、当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

10 実績報告

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定にかかる会計年度が終了したときまたは補助事業の廃止の承認を受けたときは、令和6年度

青梅市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

11 補助金の額の確定

市長は、前項の実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこの要綱に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和6年度青梅市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金確定通知書（様式第4号）により、補助事業者へ通知するものとする。

12 補助金の請求

- (1) 補助事業者は、前項の規定によりその額の確定を受けた後において、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

13 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに補助事業により取得し、または効用の増加した単価30万円以上の機械および器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（補助事業等により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間（平成13年厚生労働省告示第384号）をいう。以下同じ。）を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはならない。

14 財産処分による補助金の返還

補助事業者が、市長の承認を受けて前項の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、この収入の全部または一部を返納させることができる。

15 関係書類の管理保管等

補助事業者は、事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止または廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日とする。）の属する年度終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、または効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、

当該保管期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日または適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

16 消費税等にかかる税額控除の報告

- (1) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第5号）により速やかに市長に報告しなければならない。
- (2) 前号の規定による報告があった場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部または一部を納付させることができる。

17 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

18 実施期日等

- (1) この要綱は、令和6年10月29日から実施し、令和7年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

青梅市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱

1 目的

この要綱は、加齢等により聴力が低下した高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を予算の範囲内で助成することについて必要な事項を定め、もって、聴力低下による閉じこもりを防ぐとともに、高齢者の社会参加を促進することにより、認知症の予防その他の高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 助成対象者

青梅市高齢者補聴器購入費助成金（以下「助成金」という。）の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする

- (1) 青梅市の区域内に住所を有する者
- (2) 満65歳以上（申請日（第6項の規定による申請を行う日をいう。以下同じ。）の属する年度中に65歳に到達する者を含む。）の者
- (3) 住民税が非課税の者（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市

町村民税が非課税の者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯の者および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）にもとづく支援給付を受けている者も同様とみなす。）をいう。以下同じ。）。この場合において、申請日が4月から6月までである場合にあっては前年度の住民税を、申請日が7月から翌年3月までである場合にあっては当該年度の住民税を対象とする。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第1項の規定による補聴器にかかる補装具費の支給を受けられない者

(5) 申請日から過去5年以内に、この要綱による助成を受けていない者

(6) 耳鼻咽喉科を標ぼうする医療機関（以下「医療機関」という。）を受診し、中等度難聴（両耳の平均聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満）以上であることおよび補聴器の装用が必要であると診断を受け、その意見書等を得ることができる者

3 助成対象経費

助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、補聴器本体（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第6項に規定する管理医療機器に限る。）およびその付属品の購入にかかる費用とする。ただし、次に掲げる費用を除くものとする。

(1) 診察料、検査料等の受診費用

(2) 医師の意見書の取得にかかる費用

(3) 補聴器の修理、保守および電池交換にかかる費用

(4) 付属品のみの購入にかかる費用

4 助成金の交付額

助成金の交付額は、前項に規定する助成対象経費の実支出額とし、4万円を上限とする。

5 助成金の交付申請の事前確認

(1) 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市高齢者補聴器購入費助成金事前確認依頼書（様式第1号。以下「依頼書」という。）を青梅市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

(2) 市長は、依頼書の提出があったときは、その内容を確認し、申請者が第2項第1号から第5号までに規定する要件を満たす場合は、当該申請者に医師の意見書

（様式第2号。以下「意見書」という。）の用紙を交付する。

- (3) 市長は、前号の規定による確認をするに当たり必要があるときは、申請者にかかる住民基本台帳、住民税情報および聴覚障害による身体障害者手帳の取得状況を当該申請者の同意にもとづき市における公簿等により確認（以下「公簿等による確認」という。）することができる。
- (4) 申請者は、依頼書の提出に際しては、市長が公簿等による確認をすることができない場合は、住民税が非課税の者であることを証明する書類を添付しなければならない。

6 助成金の交付申請

申請者は、補聴器を購入する前に、青梅市補聴器購入費助成金交付申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類（3か月以内に作成されたものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 医療機関を受診した上で、医師が必要事項を記入した意見書
- (2) 医療機関によって発行された純音聴力検査表（オーディオグラム）
- (3) 公益財団法人テクノエイド協会が認定する補聴器技能者が在籍する補聴器の販売店（以下「販売店」という。）が作成した補聴器の見積書
- (4) 住民税が非課税の者であることを証明する書類（公簿等による確認をすることができる場合を除く。）

7 助成金の交付決定

- (1) 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成することと決定したときは、青梅市高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書（様式第4号）により、助成しないことと決定したときは、青梅市高齢者補聴器購入費助成金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は、助成金の交付決定に当たり必要があるときは、公簿等による確認をすることができる。

8 変更事項の届出

前項の規定により助成の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書に記載した事項に変更が生じたときは、青梅市高齢者補聴器購入費助成金変更届（様式第6号）を、速やかに市長に届け出なければならない。

9 補聴器の購入

交付決定者は、第6項第3号の見積書を取得した販売店において、第7項の規定により助成金の交付決定を受けた補聴器を購入するものとする。

10 助成金の請求

交付決定者は、前項の補聴器を購入後、速やかに青梅市高齢者補聴器購入費助成金請求書（様式第7号）に当該補聴器の領収書を添えて市長に提出しなければならない。

11 助成金の支払

市長は、前項の規定による請求があった場合は、当該請求にかかる書類を審査の上、適当と認めた時は速やかに助成金を支払うものとする。

12 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

13 実施期日等

- (1) この要綱は、令和6年9月1日から実施し、令和9年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された助成金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例による。

青梅市自立センター利用料口座振替・自動払込収納事務取扱要領

1 目的

この要領は、青梅市自立センター条例（昭和62年条例第27号。以下「条例」という。）第6条各号に掲げる費用（以下「自立センター利用料」という。）の口座振替および自動払込み（以下「口座振替等」という。）による収納手続について必要な事項を定め、自立センター利用料の納付手続の簡素化を図ることを目的とする。

2 対象者

口座振替等により自立センター利用料を納付することのできる者は、次項の取扱金融機関に預貯金口座を有する、青梅市自立センターを利用する者またはその扶養義務者（以下「利用者等」という。）で、取扱金融機関の承諾を得たものとする。

3 取扱金融機関

口座振替等による自立センター利用料の収納事務を取り扱うことができる金融機関（以下「取扱金融機関」という。）は、青梅市指定金融機関および青梅市公金取扱金融機関に関する規則（平成14年規則第20号）第2条第1項第2号に規定する公金収納取扱店とする。

4 指定預貯金口座

口座振替等のできる預貯金口座は、取扱金融機関にある、利用者等本人名義の普通（総合）預貯金口座および当座預貯金口座のうち、当該利用者等が指定した預貯

金口座（以下「指定預貯金口座」という。）とする。ただし、利用者等以外の口座名義人の同意を得た場合には、当該口座名義人の口座を指定することができる。

5 申込手続

口座振替等の申込手続は、次のとおりとする。

(1) 新規手続

口座振替等により自立センター利用料を納付しようとする利用者等（以下「申込者」という。）は、青梅市自立センター利用料口座振替（申込・変更）依頼書（自動払込利用申込書）（様式第1号・様式第3号）および青梅市自立センター利用料口座振替（申込・変更）依頼書（自動払込受付通知書）（様式第2号）（以下これらを合わせて「依頼書等」という。）を取扱金融機関に提出するものとする。

(2) 変更・取消手続

すでに口座振替等により納付している利用者等が、依頼書等の記載事項に変更が生じたときまたは口座振替等による納付を解約しようとするときは、新規手続と同様の手続を行うものとする。

(3) 取扱金融機関の事務処理

取扱金融機関は、依頼書等の送付を受けた場合は、記載事項を確認の上、受理し、申込者へ依頼書等（お客様控）を返却するとともに、依頼書等（金融機関控）は保管し、依頼書等（青梅市保管）に承諾印を押印の上、速やかに青梅市（以下「市」という。）に送付するものとする。

6 口座振替等の取扱いの開始

口座振替等による自立センター利用料の納付は、前項に定めるところにより市が毎月10日までに送付を受けた依頼書等について、当月に納期限の到来するものから取り扱うものとする。

7 口座振替等データの送付

(1) 青梅市長（以下「市長」という。）は、取扱金融機関に対し、自立センター利用料を口座振替等の方法により納付する者の口座振替等データ（以下「データ」という。）を通信回線を利用して伝送する方式（以下「伝送方式」という。）により納期限の4営業日前までに送付するものとする。

(2) 前号のデータの引渡しを受けた取扱金融機関は、データの内容変更をしてはならない。ただし、市長から口座振替等の停止依頼があったときは、この限りでない。

8 振替日

口座振替等による振替日は、自立センター利用料の当該納期限とし、当該納期限

が取扱金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日とする。

9 振替納付手続および報告

- (1) 取扱金融機関は、振替日に指定預貯金口座からデータにもとづく金額を払い出し、自立センター利用料として収納するものとする。
- (2) 取扱金融機関は、市長に対し、振替後3営業日以内に伝送方式により口座振替等データの返戻をもって報告しなければならない。

10 振替の取扱い

- (1) 指定預貯金口座の預貯金残高がデータの金額に満たない場合には、残高分だけ振り替える一部振替は行わないものとする。
- (2) 同一時期に同一名義人のデータが2件以上ある場合には、振替可能なデータから振り替えるものとする。

11 口座振替等の取消通知

- (1) 取扱金融機関は、指定預貯金口座の解約等の理由により、口座振替等を取り消す場合は、申込者、口座名義人および市に対して書面により通知するものとする。
- (2) 市長は、口座振替等による納付が適切でないと認めたときは、口座振替等を取り消すことができるものとする。この場合において、市長は、その旨を申込者、口座名義人および取扱金融機関に通知しなければならない。

12 収納済通知書の送付

収納済通知書は、送付しない。ただし、申込者または口座名義人から送付の申出があった場合において、特に必要があると認めるときは、これを作成し送付するものとする。

13 振替不能分の取扱い

市長は、取扱金融機関から振替結果の報告をデータ等により受け、残高不足等による指定預貯金口座からの振替不能分を確認したときは、当該振替不能分にかかる納入通知書を作成し、申込者に送付するものとする。

14 口座振替等取扱手数料

口座振替等取扱手数料については、青梅市公金の収納にかかる口座振替に関する協定書および青梅市収納代理金融機関株式会社ゆうちょ銀行の公金収納手数料に関する契約書（平成20年10月1日締結）に定める額とする。

15 実施期日

この要領は、令和6年10月1日から実施する。

青梅市新型コロナウイルス感染症予防接種実施要綱

1 目的

この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）にもとづき、高齢者を対象として、新型コロナウイルス感染症予防接種（以下「予防接種」という。）を実施することについて、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）その他の法令および定期予防接種実施要領（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知別添）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

2 接種対象者

予防接種の対象者（以下「接種対象者」という。）は、青梅市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当し、予防接種を希望するものとする。

(1) 接種日に満65歳以上の者

(2) 接種日に満60歳以上満65歳未満の者であって心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

3 接種回数

予防接種の回数は、次項の実施期間内に1回とする。

4 実施期間

予防接種の実施期間は、毎年度、別に青梅市長（以下「市長」という。）が定める期間とする。ただし、厚生労働省通知により別に定めがある場合は、それに準拠する。

5 実施医療機関

(1) 予防接種は、市が一般社団法人西多摩医師会（以下「医師会」という。）に委託するものとし、医師会の会員たる医師が医療を行う医療機関において実施するものとする。ただし、医師会に非加入の医師が医療を行う医療機関での予防接種が必要と市長が認める場合は、この限りでない。

(2) 前号の規定にかかわらず、市立青梅総合医療センターでの予防接種が必要と認められる場合は、同センターに依頼して実施するものとする。

6 予防接種の方法

(1) 接種対象者は、前項に規定する医療機関（以下「実施医療機関」という。）に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを

いう。)その他の住所および年齢を証するものを提示の上、予診票を提出し、予防接種を受けるものとする。この場合において、次項各号に該当する者については、当該者であることを証する書類を提示するものとする。

- (2) 実施医療機関は、予防接種を行うに当たっては、予診票により、予防接種の接種歴その他市長が必要と認める事項を確認の上、接種の可否を判断するものとする。

7 費用負担

予防接種の費用は、市がその一部を負担するものとする。ただし、次に掲げる者は、市が全額を負担するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯に属する者

8 委託料

予防接種の実施に伴う実施医療機関への委託料は、市と実施医療機関との契約に定める単価に予防接種を受けた接種対象者の人員数を乗じて得た額とする。

9 委託料の支払

- (1) 実施医療機関は、予防接種を行った月の翌月10日までに前項の委託料を市長に請求するものとする。
- (2) 前号の規定による請求の際は、請求書に予診票の写しを添付するものとする。
- (3) 市長は、第1号の規定による請求があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、それを受理した日から30日以内に実施医療機関に支払うものとする。

10 予防接種の周知

予防接種の周知は、市の広報、ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等により行う。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、予防接種の実施に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

12 実施期日

この要綱は、令和6年10月1日から実施する。

青梅市認定こども園特別支援教育・保育事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、東京都の多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱（平成27年10月15日付け27福保子計第241号）にもとづき、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制の構築および良質、かつ、適切な教育・保育等の実施を支援するため、青梅市（以下「市」という。）が予算の範囲内において青梅市認定こども園特別支援教育・保育事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、「認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

3 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、市の区域内で運営する認定こども園であって、次の各号のいずれにも該当するものの設置者とする。

(1) 次のいずれにも該当する子ども（以下「対象子ども」という。）が2人以上在籍していること。ただし、当該認定こども園の在籍園児数が80人未満の場合は、対象子どもが1人以上在籍していること。

ア 日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。

イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）にもとづく特別児童扶養手当の支給対象であること、または健康面および発達面において特別な支援が必要であること。

ウ 別表に定める認定こども園の類型に応じた子どもの教育・保育給付認定の区分に該当する者であること。

(2) 前号に規定する対象子どもの教育・保育を担当する職員を加配すること。この場合において、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特定利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特定保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）にもとづき配置すべき職員数（加算を含む。）に加えて、幼稚園級免許状または保育士資格を有する者を配置すること。

4 補助対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象子どもを受け入れるため、前項第2号に規定する対象子どもの教育・保育を担当する職員の加配

を行う事業とする。

5 補助対象経費

補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために支出する経費とする。

6 補助金の交付額

補助金の交付額は、補助基準額（対象子ども1人当たり月額65,300円とする。）と前項に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない方の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

7 補助対象事業の実施期間

補助対象事業は、当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

8 交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市認定こども園特別支援教育・保育事業補助金交付申請書（様式第1号）を青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

9 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、青梅市認定こども園特別支援教育・保育事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

10 申請内容の変更等

(1) 前項の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、青梅市認定こども園特別支援教育・保育事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、アに掲げる事項のうち軽微なものについては報告をもって代えることができる。

ア 交付申請の内容を変更しようとするとき。

イ 補助対象事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(2) 市長は、前号の規定による申請があった場合において、当該申請内容を審査し、これを適当と認めるときは、青梅市認定こども園特別支援教育・保育事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

11 実績報告

補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、青梅市認定こども園特別支援教育・保育事業補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

12 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市認定こども園特別支援教育・保育事業補助金額確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

13 消費税仕入控除税額の取扱い

- (1) 補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、必要があると認める場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させるものとする。

14 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

15 実施期日等

- (1) この要綱は、令和6年10月1日から実施し、令和9年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第3項関係）

認定こども園の類型			子どもの支給認定の区分 （子ども・子育て支援法 （平成24年法律第65号）第19条各号）
幼保連携型	学校法人立（学校法人化のための努力をする園（志向園）を含む。）以外		1号
幼稚園型	学校法人立（学校法人	並列型・接続型	3号

	化のための努力をする園（志向園）を含む。）		
	上記以外	単独型	1号および2号
		並列型・接続型	1号～3号
保育所型			1号
地方裁量型			1号～3号

備考

- 1 単独型とは、認定こども園法第3条第2項第1号に規定する幼稚園をいう。
- 2 並列型とは、認定こども園法第3条第4項第1号イに規定する連携施設をいう。
- 3 接続型とは、認定こども園法第3条第4項第1号ロに規定する連携施設をいう。

青梅市HPVワクチン男性接種費用助成事業実施要綱

1 目的

この要綱は、男性に対するHPVワクチンの任意予防接種（以下「予防接種」という。）について、当該費用を助成することにより、その経済的負担を軽減し、もって市民の健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) HPV ヒトパピローマウイルスをいう。
- (2) HPVワクチン 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンをいう。

3 助成対象者

予防接種の助成（以下「助成」という。）を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、青梅市（以下「市」という。）の区域内に住所を有し、予防接種を受ける日において、11歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から16歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある男性とする。

4 助成の回数

助成を行う回数は、助成対象者1人につき3回を限度とする。

5 助成額

助成額は、予防接種にかかる費用の全額とする。

6 実施医療機関

予防接種は、青梅市長（以下「市長」という。）が一般社団法人青梅市医師会（以下「医師会」という。）に委託し、医師会の会員である医師のうち、予防接種の実施に関し協力する旨の承諾をしたものが診療を行う医療機関（以下「実施医療機関」という。）において実施するものとする。

7 助成の実施方法

助成の実施は、助成対象者が予防接種を受けようとする実施医療機関に対し、その予防接種にかかる費用について、市が当該医療機関の請求に応じて支払う方法によるものとする。

8 予防接種にかかる費用の支払

- (1) 実施医療機関は、助成対象者に接種後、市と医師会との契約に定める単価に予防接種を受けた助成対象者の人員数を乗じて得た額を市長に請求するものとする。
- (2) 前号の規定による請求の際は、請求書に予診票の写しを添付するものとする。
- (3) 市長は、第1号の規定による請求があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、請求書を受理した日から30日以内に実施医療機関に支払うものとする。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、助成事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和6年10月1日から実施し、令和9年4月1日にその効力を失うものとする。

令和6年度青梅市小児インフルエンザワクチン任意接種費用助成事業実施要綱

1 目的

この要綱は、子育て支援として小児インフルエンザワクチン任意接種（以下「予防接種」という。）にかかる取組を支援するとともに、当該費用の一部を助成すること（以下「助成事業」という。）により、その経済的負担を軽減し、もって市民の健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 助成対象者

予防接種の費用の助成（以下「助成」という。）を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、青梅市（以下「市」という。）の区域内に住所を有し、予防接種を受ける日において、生後6か月から12歳に達する日以後の最初の3月

3 1日までの間にある者とする。

3 助成の回数

助成を行う回数は、助成対象者1人につき2回を限度とする。

4 助成の額

助成の額は、1回当たり2,000円とする。

5 対象期間

助成の対象となる予防接種の期間は、令和6年10月1日から令和7年1月31日までとする。

6 使用ワクチン

予防接種に使用するワクチンは、インフルエンザHAワクチンとする。

7 実施医療機関

予防接種は、青梅市長（以下「市長」という。）が一般社団法人青梅市医師会（以下「医師会」という。）に委託し、医師会の会員である医師のうち、予防接種の実施に関し協力する旨の承諾をしたものが診療を行う医療機関（以下「実施医療機関」という。）において実施するものとする。

8 助成の実施方法

助成は、助成対象者が予防接種を受けようとする実施医療機関において、予防接種の費用から第4項に規定する助成の額の控除を受け、その費用について、市が当該実施医療機関の請求に応じて支払う方法によるものとする。

9 助成の額の支払

- (1) 実施医療機関は、助成対象者に接種後、第4項に規定する助成の額に予防接種を受けた助成対象者の人員数を乗じて得た額を市長に請求するものとする。
- (2) 前号の規定による請求の際は、請求書に予診票の写しを添付するものとする。
- (3) 市長は、第1号の規定による請求があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、請求書を受理した日から30日以内に実施医療機関に支払うものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、助成事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

11 実施期日等

この要綱は、令和6年10月1日から実施し、令和7年4月1日にその効力を失うものとする。

青梅市新青梅駅前図書館貸貸者契約検討委員会設置要綱

1 目的

青梅駅前地区第一種市街地再開発事業において複合型居住施設内に整備する（仮称）新青梅駅前図書館（以下「新図書館」という。）について、当該施設にかかる賃貸借契約に関し必要な検討を行うため、青梅市新青梅駅前図書館賃貸借契約検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項について調査および検討を行う。

- (1) 新図書館の賃貸借契約にかかる賃料に関すること。
- (2) 新図書館の賃貸借契約にかかる工事区分に関すること。
- (3) その他新図書館の賃貸借契約に必要な事項に関すること。

3 組織

- (1) 委員会は、次の職にある者をもって組織する。

ア 委員長 生涯学習部長

イ 副委員長 社会教育課長

ウ 委員 企画政策課長、財政課長、総務契約課長、施設課長、拠点整備課長および文化複合施設等整備担当主幹

- (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 報告

委員長は、第2項に掲げる事項について調査および検討をし、その経過および結果を、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、社会教育課が処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和6年8月21日から実施し、第6項の規定にもとづき結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。